

Q



医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について
今回の改正の内容を教えてください。

A



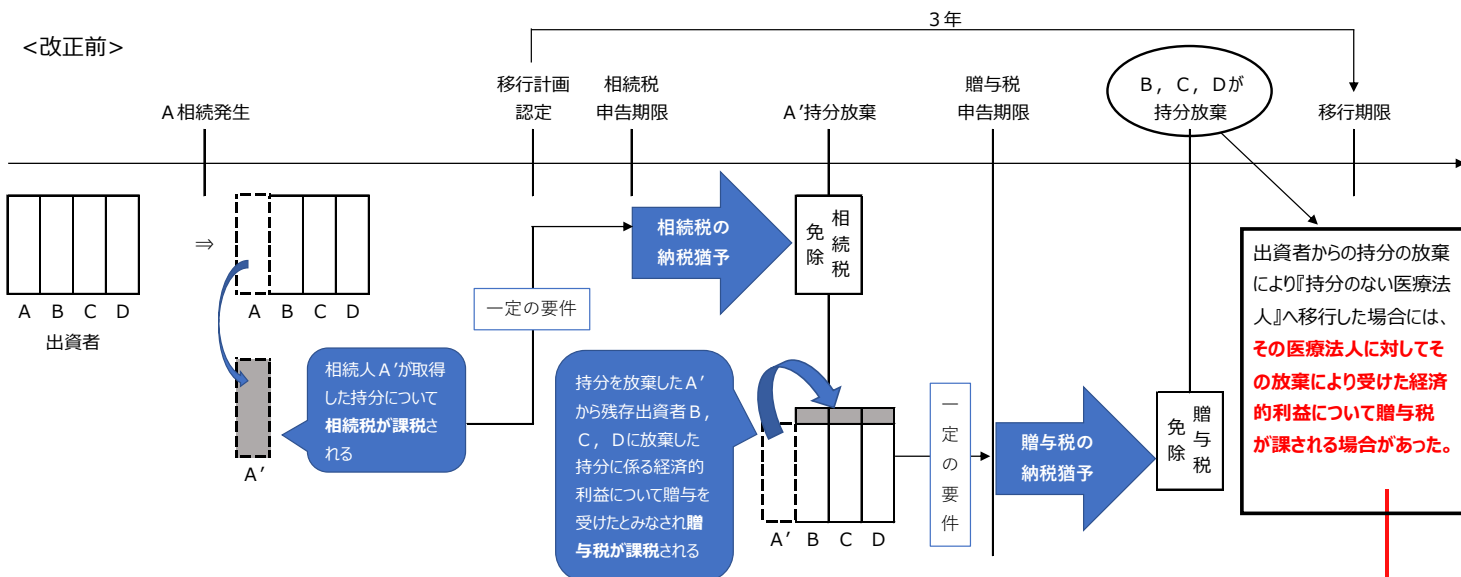
今回の改正では、医業の事業承継を円滑に行う観点から以下の2点の改正が行われました。

- ① 認定医療法人における贈与税の非課税措置と認定要件の追加
- ② 納税猶予制度の適用期間を3年間延長

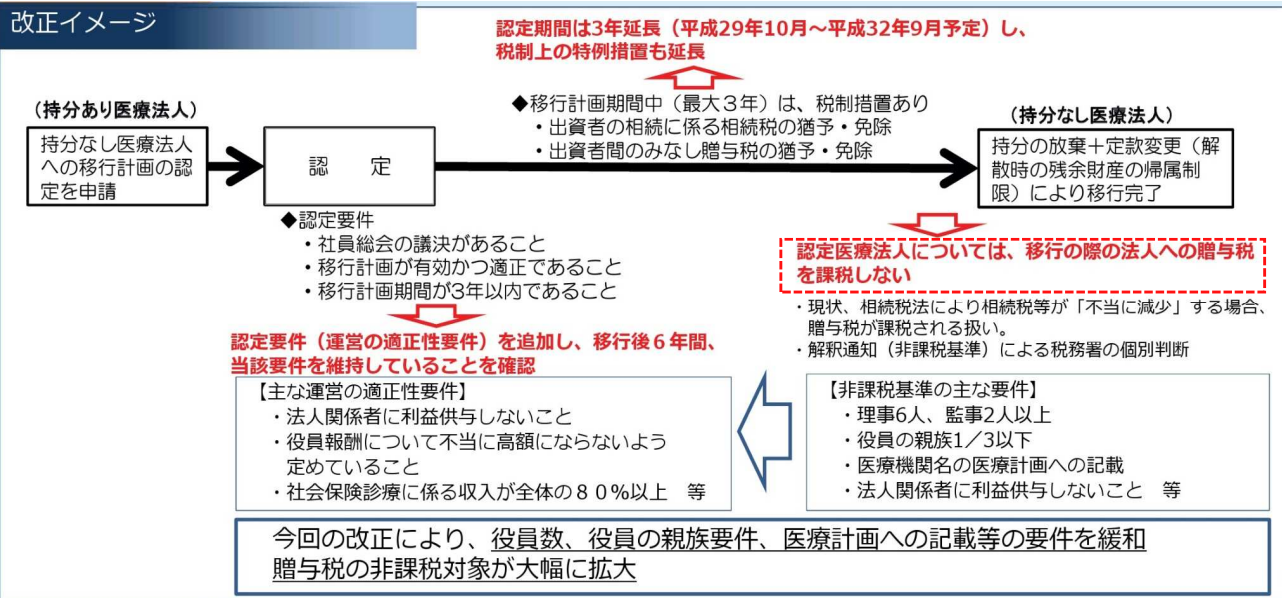
●改正概要●

① 認定医療法人における贈与税の非課税措置と認定要件の追加

減税



改正イメージ



改正

② 納税猶予制度の適用期間を3年間延長

減税

出典：厚生労働省

・持分なし医療法人への移行計画の認定期間が、平成32年9月まで3年間延長されます。

POINT



医療法人の納税猶予制度については、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ贈与税が課税されることが、円滑な持分なし医療法人への移行の妨げとなっていました。今回の改正により、認定要件を満たす医療法人に対しては、贈与税が課されなくなりました。